



に初当選議員の事務説明会と研修会を、また7月1日に狛江市ビン・缶リサイクルセンター及び多摩川衛生組合の見学を予定しています。

市長 本件について質問等がありますか。

副市長 初当選議員の議席や所属する常任委員会はいつ決まりますか。

部長 議席については第1回臨時会前の会派代表者会議と議会運営委員会の前に諮り、臨時会の本会議で決定します。会派は本会議では諮らないため、会派に所属する場合は幹事長から会派変更届が提出されるため、提出された場合には庁議で報告します。

市長 続いて、報告事項2「令和4年狛江市議会第1回臨時会及び第3回定例会関係事務日程等について」を報告してください。

部長 8月1日に予定されている第1回臨時会については、7月7日を提出予定議案の締切りとしています。7月12日庁議で臨時会提出予定議案の審議をお願いする予定です。臨時会へ行政報告等は締切りを7月15日としています。

第3回定例会については、提出予定議案は7月27日を締切りとし、8月2日庁議での提出予定議案の審議をお願いする予定です。8月8日を行政報告等の締切りとしているため、事務日程の御協力をお願いします。

市長 続いて、報告事項3「狛江駅南口大盆踊り大会の実施に伴う職員の応援について」を報告してください。

部長 令和4年8月27日に実施する狛江駅南口大盆踊り大会は、狛江市民が盆踊りを楽しみ、地域のつながりや狛江への愛着、安心安全なまちづくりに寄与するほか、狛江駅南口の活性化につなげることを目的として、資料のとおり実施します。現在、狛江駅南口大盆踊り大会実行委員会にて、内容等の検討を進めていますが、実施に当たり、会場である狛江駅南口ロータリー周辺に交通規制を敷く関係もあり、会場周辺の警備や参加者及び駅からの帰宅者の案内・誘導等、多くの人員が必要となるため、各部からの応援職員の選出をお願いするものです。庁議終了後、各部局長に対し、応援職員の選出について、事務連絡を配布しますので、対応の程よろしくをお願いします。

なお、当日の流れや業務の詳細は、説明会でお知らせします。説明会については、後日改めて通知します。土曜日、また夏季休暇取得可能期間中の実施となり、職員の皆様には様々な予定があるかと思いますが、事業の円滑な運営に向け、御協力の程よろしくをお願いします。

市長 続いて、報告事項4「狛江市地域連携職員制度及び職員の選任について」を報告してください。

部長 平成29年度から実施しています地域連携職員制度について、現行の制度に基づき、資料のとおり職員の選任をお願いします。本制度は、市職員が本

来の職務とは別の形で地域住民と連携することにより地域活動を推進するとともに、職員と地域住民との顔と顔が見える関係を構築し、市民や地域に寄り添う市政の実現につなげることを目的としているものです。本目的を踏まえ、今回選任いただく地域連携職員の職務内容は、狛江駅南口大盆踊り大会への参加とします。令和4年8月27日に開催される狛江駅南口大盆踊り大会において、盆踊りを披露する各団体のサポートを行うとともに、大会プログラム内の担当地域の盆踊りに参加いただき、市民との交流及び良好な関係を構築できるものと考えています。募集対象は、入庁2年目から4年目までの職員とし、任期は盆踊り大会当日までとします。勤務時間外の参加については、政策室において時間外勤務手当として対応します。選任人数は資料のとおりとし、庁議終了後に事務連絡で通知します。今後、地域連携職員が検討を進めるに当たり、各部については関係機関との調整等をお願いします。

市長 続いて、報告事項5「市民協働事業提案制度の応募状況等について」を報告してください。

部長 各部署より提案のあった9つの行政提案型市民協働事業及び市民提案型市民協働事業に関して、4月15日から6月17日まで募集を行い、資料のとおり行政提案型1件の応募がありました。行政提案型市民協働事業については、「外国人を支えるやさしいまち」のテーマに対して、「にほんごしえん」より、ボランティアが行う日本語支援として、生活言語習得支援を中心に、やさしい日本語翻訳やちょこっと通訳等を実施したり、地域交流のワークショップや公開講座による勉強会を実施することで、外国人と地域との交流や、支援者のレベルアップ、新規活動者の発掘を行うといった内容での提案となります。今後、7月30日にプレゼンテーション・審査を行う予定です。プレゼンテーションの審査は狛江市市民参加と市民協働に関する審議会の委員が担当し、審議会としての意見をまとめた答申を受けて、庁議において事業の実施及びその実施内容等を審議いただきます。その結果を踏まえ、令和5年度の事業実施に向けた予算編成等に入ります。

市長 本件について、質問等ありますか。

副市長 外国人児童生徒の支援とありますが、教育部との連携はないのでしょうか。  
部長 教育部も連携して事業を実施しています。

市長 続いて、報告事項6「東京都とのテレワークオフィスの相互利用について」を報告してください。

部長 3月1日から31日まで東京都とテレワークオフィスの相互利用について試行実施を行ったところですが、東京都より6月20日からテレワークオフィスの開放を再開するとの連絡がありました。23区在住の職員及び通勤経路において新宿駅を経由する職員はもちろんのこと、在宅勤務に支障のある

職員の利用だけでなく、都の執務場所の雰囲気や業務の進め方等を知ることができる貴重な機会ともなるため、積極的に利用するようにしてください。執務場所は、これまでのデジタルサービス局の入口付近から、一部変更となり、デジタルサービス局職員の執務場所の中に入って席を並べて業務を行うようになるということです。

なお、利用に際しては、申込方法がこれまでのメールのみから、原則ロゴフォームによる申請としているため、詳細は資料を御覧ください。3月の実施の際には、管理職の職員に積極的に利用してもらいましたが、今回は、より多くの職員に使っていただきたいと思います。また、狛江市側の施設開放については、現在予約方法等の見直しを図っており、今後 LINE でも予約ができるよう調整中ですが、取り急ぎメールでの予約ができるよう改修したところです。

市長 狛江市職員が利用する際に新宿までの交通費が定期券外となる場合の対応については調整してください。

続いて、報告事項7「特定事業主行動計画に基づく措置の実施状況及び女性の職業生活における活躍に関する情報の公表について（令和3年度実績）」を報告してください。

部長 1点目は、狛江市特定事業主行動計画に基づく措置の実施状況についてです。公表は、令和3年度同様各特定事業主の連名で行います。令和3年度は、継続、新規実施を含め、2分野9項目について取組を実施しました。資料2（2）実施状況を御覧ください。まず、（ア）職業生活に関する理解促進のための研修実施についてです。管理職研修（ワーク・ライフ・バランス）の実施や、人権・男女共同参画研修の実施、男女共同参画研修への職員派遣を行い、職業生活に関する理解を深めるための取組を行いました。続いて（イ）職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境整備についてです。不妊治療休暇の創設、狛江市職員の働き方改革推進プランの策定、時差出勤制度等の柔軟な勤務時間の運用、在宅勤務・サテライトオフィス等の多様な職場の検討、Web会議等の遠隔会議手法の推進等を行い、職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境を整えました。続いて3.次世代育成支援対策推進法に基づく第2期狛江市特定事業主行動計画における成果指標の変化についてです。まず、次世代育成支援対策推進法に係る特定事業主行動計画の目標値について、男性の育児休業の取得率は、目標値40%に対して、令和3年度実績70%となりました。男性については、出生後、期間が経過してから取得する等、配偶者と異なる時期に取得するケースが多く見受けられ、令和3年度の取得率は令和2年度に比べて30%低下しました。対象職員の中には令和4年度に入ってから取得している職員もいますが、引き続き休暇、休業を

取得しやすい職場環境の醸成に協力をお願いします。また、年次有給休暇の職員一人当たりの平均取得日数は、目標値 13 日に対して、令和 3 年度実績 12.8 日となり、令和 3 年度から 1 日増加しました。続いて、職員一人当たりの時間外勤務平均時間数については、目標値 100 時間に対して、令和 3 年度実績 125.8 時間となり、令和 2 年度から 10.7 時間増加しました。職員の健康管理の面から毎週水曜日及び各課で定めたノー残業デーを順守いただき、職員の健康管理に留意するようお願いいたします。また、休日出勤をする際は、特別の事情がある場合を除き、当該週で振替休日を取得するよう、改めて周知をお願いします。次に、女性活躍推進法に係る特定事業主行動計画の目標値についてです。係長職以上の職員から構成される「各役職段階にある職員」に占める女性職員の割合は、目標値 35% に対して、令和 4 年 4 月 1 日時点での実績は 27.3% と令和 3 年度の 25.9% から 1.4% 増加しました。主任職のうち、女性職員が占める割合は、61.4% であるため、今後も主任職を中心として、係長職以上の職責を担える女性職員の育成に、全庁的に取り組んでいきたいと思っております。

2 点目は、女性の職業生活における活躍に関する情報についてです。公表内容は、採用した職員に占める女性職員の割合、平均継続勤務年数の男女差、管理的地位及び各役職段階にある職員に占める女性職員の割合、男女別の育児休業取得率及び平均取得期間、男女別の育児休業の取得期間の分布、男性職員の出産支援休暇及び育児参加休暇の取得率並びに合計取得日数の分布状況とし、各項目の実績値については、資料のとおりです。以上の内容について、庁議終了後に市ホームページ上で公表します。

市 長 本件について、質問等ありますか。

副市長 令和 3 年度と比較し時間外勤務が増えていますが、実績の比較のみでなくノー残業デーや振替の取得が徹底されているかを確認し、エビデンスをもって周知・啓発を行うようにしてください。

市 長 続いて、報告事項 8「狛江市都市計画マスタープラン・立地適正化計画(案)について」を報告してください。

部 長 狛江市都市計画マスタープランは、平成 24 年 3 月の改定から 10 年以上が経過し、これらの状況に対応するため、平成 31 年より、都市計画マスタープランの改定について検討を進めるとともに、持続可能な都市構造へ転換するための計画として、新たに立地適正化計画の策定について検討を進めてきました。これまでの検討においては、令和元年 12 月に市民アンケート、令和 2 年 11 月に中学生アンケート及びシンポジウム・ワークショップ、同年 12 月にオープンハウス等も行っています。本日は、中間報告として現時点での、狛江市都市計画マスタープラン・立地適正化計画(案)について概要版

資料で説明します。本市が目指すべきまちづくりについて将来都市像を「未来へつなげる住み続けたいまち～住み心地のよさを実感できるまち狛江～」とし、5つの目標を設定しています。11ページを御覧ください。こちらの図は将来都市構造図です。拠点、軸、地区・エリアの3要素で構成され、まちづくりの目標を達成するために必要となる都市の骨格構造を示すものです。12ページ及び13ページを御覧ください。拠点については、6種類の拠点とそれらをまとめるゾーンを設けて、互いの特長を活かした役割を担い、相互に補完しながら、市内での拠点性の向上を目指します。3駅の拠点と鉄道沿線ににぎわい軸を設定し、にぎわいのある形成を目指していきたいと考えています。14ページ及び15ページを御覧ください。軸については、市内外や市内の多様なネットワークとして、道路、公共交通、水と緑等の軸を効果的につなぐことにより、市内全体のにぎわいや利便性の向上、連続性のある景観や環境の形成、防災性の向上等を目指します。16ページ及び17ページを御覧ください。市内を5つの地区に分け、土地利用の基本的な方向性を示しています。また、それら地区の中において、特に農地と住宅地が共存した環境の形成を目指す農住共存エリア、水災害等の災害リスクを踏まえた土地利用を検討する防災環境形成エリア、和泉多摩川緑地周辺を都立公園誘致に向けた都市計画上の課題の整理や周辺まちづくりのあり方の検討等を東京都と情報共有し、推進していく公園まちづくり推進エリア、の3つのエリアを設定しています。19ページを御覧ください。第4章は立地適正化計画の方針についてです。第3章での目標等を踏まえ、持続可能な都市構造の形成に向けた方針を定めています。20ページを御覧ください。市内の市街化区域のうち、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域を除いたすべての区域を、居住誘導区域としたいと考えています。21ページを御覧ください。市内5箇所を都市機能誘導区域を設定していきたいと考えています。22ページは、中心拠点の狛江駅周辺都市機能誘導区域、23ページは、地域生活拠点の和泉多摩川駅周辺都市機能誘導区域、24ページは、地域生活拠点の喜多見駅周辺都市機能誘導区域、25ページは、医療防災拠点の慈恵医大周辺都市機能誘導区域、26ページは、健康福祉拠点のあいとぴあセンター周辺都市機能誘導区域としています。27ページからは、第5章としてまちづくりの分野別方針を示しています。28ページ及び29ページでは、土地利用の方針として、12の地区とエリアについて方針を定めています。30ページ及び31ページでは、道路・交通の方針として、3つの方向性を定め、それぞれの方針を定めています。32ページでは、都市計画道路の路線との整備状況、管理者等をまとめています。33ページは、水と緑の方針として、5つの方向性を定め、それぞれの方針を定めています。34ページは、水と緑の方針図を記載しています。35

ページは、計画的な公園整備による空白地域の解消について記載しています。36 ページは、安心・安全の方針を記載しており、3つの方向性を定め、それぞれの方針を定めています。37 ページは、安心・安全の方針図を示しています。38 ページは、住宅・住環境の方針を記載しており、3つの方向性を定め、それぞれの方針を定めています。40 ページ及び41 ページは、市民参加・市民協働による市民活動として3つのまちづくり協議会と3つのまちづくりグループ活動について紹介しています。42 ページは、景観の方針を記載しており、3つの方向性を定め、それぞれの方針を定めています。43 ページは、景観の方針図を示しています。44 ページからは、第6章防災指針を定めています。46 ページは、土砂災害・洪水浸水深と建物分布の重ね図を示しています。47 ページを御覧ください。土砂災害特別警戒区域と土砂災害警戒区域は居住誘導区域には含めず、それ以外は居住誘導区域としていきたいと考えています。48 ページ及び49 ページは、町ごとに取組の方針を整理しています。50 ページは、流域治水の推進として近隣自治体との連携について記載をしています。51 ページ及び52 ページは、取組施策とスケジュールを記載しています。53 ページは、これまでに実施した主な取組施策を記載しています。54 ページから、重点地域別構想を記載しています。66 ページ及び67 ページは、防災環境形成エリアについて、特徴・課題と目標・取組方針のイメージ図を記載しています。68 ページ及び69 ページは、農住共存エリアについて、特徴・課題と目標・農地において期待される保全・活用の方向性を記載しています。

今後のスケジュールですが、本日報告した中間報告の内容に対して意見をいただき、都市計画審議会への報告、議会への情報提供をし、素案をまとめていきたいと考えています。庁内意見は、6月30日までにまちづくり推進課まで連絡してください。それらを整理した上で、素案については、8月からのパブリックコメントの実施に向けて、改めて審議をいただく予定です。パブリックコメント後に、必要な修正を行い、改めて審議いただき、11月末頃に都市計画審議会に諮問し、12月頃に公表をしたいと考えています。

市長 本件について、質問等ありますか。

副市長 災害の種別としては土砂災害しか記載がないようですが、東京都の新たな被害想定では市内での火災が想定されているため、震災時の家屋延焼を防ぐ方策についても、記載するようにしてください。

市長 コミュニティに関して、プランを見ると計画とリンクしていない箇所があるように思われます。市民参加と市民協働について、狛江市の中で既に設置されている地区まちづくり協議会が3団体、今後協議会に発展することが期待されるまちづくりグループも3団体あります。協議会に発展するというこ

とは、市が設置した機関において、その活動を市が認めることで、市による資金の負担等ができるものであり、行政が認めた団体や事業が住民自治につながるという流れが重要です。続いて、報告事項9「調布都市計画生産緑地地区計画の変更（案）について」を報告してください。

部長 令和4年度の都市計画変更は、令和3年に生産緑地地区の買取り申出が出され、行為制限が解除されたものや、追加指定されたものに対して変更を行います。資料4ページを御覧ください。それぞれの地区数及び面積ですが、変更前は地区数136件、面積約29.11haでしたが、変更後は地区数132件、面積約28.12haです。変更内容の詳細は、資料1ページから3ページまでを御覧ください。今後のスケジュールは、庁議後、6月30日に開催予定の第1回狛江市都市計画審議会への報告を行い、7月中旬頃に都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第3項の規定により、東京都へ協議を行います。都市計画案の告示・縦覧を8月下旬に行った上で、9月下旬に開催予定の第2回狛江市都市計画審議会へ諮問します。同審議会の答申を受け、都市計画決定告示を行う予定です。

市長 続いて、報告事項10「狛江市、狛江市教育委員会及び学校法人成城学園との連携・協力に関する包括協定の締結について」を報告してください。

部長 6月13日付けで、学校法人成城学園と狛江市及び狛江市教育委員会の三者間で、包括的な連携のもと、行政・教育における様々な分野において人的交流、知的・物的資源の相互活用を図り、地域社会の持続的な発展と人材育成に寄与することを目的として、地域課題の解決や、人材育成等に取り組む包括連携協定を締結しました。主な連携・協力事項としては、協定第2条のとおり、1. 人的交流の促進に関する事、2. 知的・物的資源の相互活用に関する事、3. 調査研究及び事業の共同実施に関する事、4. 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を実現するために必要な連携・協力を資する事項の4つです。具体的には、市が実施するイベントや実行委員会に学生に参加してもらうほか、児童生徒、学生同士の交流、インターンシップやフィールドワークの場の提供等を考えています。

また、既に、市長選挙及び参議院選挙での臨時職員や狛江駅南口大盆踊り大会におけるお手伝い等、成城大学の学生に協力をお願いしています。成城学園は、地理的にも非常に近く、また、今回の協定は幼稚園から大学・大学院までを含む学校法人との協定であり、幅広い年代、分野における連携が可能と思いますので、各部においても、積極的に成城学園との取組について検討いただき、成城学園への協力依頼や周知依頼等がある場合は、ワークフローを通じて、社会教育課まで連絡をお願いします。

なお、本協定については、総務文教常任委員会協議会にて、議会へ情報提



供します。

市 長 続いて、報告事項 11「狛江市の監査（令和 4 年 6 月）について」を報告してください。

部 長 令和 3 年度、狛江市監査委員が公表した各種監査の結果及び参考のため地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づく市長等の措置通知文書について、まとめたものを作成しました。今回の定期監査の対象は教育部ですが、各部への指摘事項もありますので、確認してください。

市 長 本件について、質問等ありますか。

副市長 資料 33 ページの社会福祉協議会の部分で、ボランティアのまちづくり事業と福祉教育推進事業については市民活動支援センターの指定管理業務として、と記述がありますが、ボランティアのまちづくり事業と福祉教育推進事業と災害ボランティアセンターは社会福祉協議会に残したまま市民活動支援センターに移行したと記憶しています。31 ページの組織図では、事業が残っているため、監査にどのように説明したのか確認してください。

市 長 その他ありますか。

部 長 狛江第三小学校で発生した熱中症についてです。6 月 17 日に、狛江第三小学校で熱中症が発生しました。4 時限目の 5 年生の体育の授業で、体育館にてシャトルランに取り組んでいましたが、その後、児童 6 名の気分が悪くなり、そのうち 4 名が熱中症の疑いで、救急搬送されました。指導中はマスクを着用しない等、十分注意をしていましたが、当日は湿度も高く、熱中症が発生してしまいました。保護者の方を始め、市民の皆様には心配、迷惑をおかけし、大変申し訳ありません。学校医代表のアドバイスもいただきつつ、今後、再発防止に努めたいと思います。

なお、搬送された児童 4 名の方に関しては、大事に至らず、当日午後 5 時 30 分頃、全員無事帰宅したことを確認しました。

市 長 他にありますか。

部 長 白井塚古墳見学会についてです。6 月 18 日に実施しました見学会は市民の関心も高く、合計で 150 名程度の参加がありました。

市 長 他にありますか。

部 長 令和 3 年度部の方針の取組状況についてです。庁議終了後、各部長宛てに入力フォーマットを送付しますので、方針ごとに記入いただき 7 月 8 日までに政策室へ提出をお願いします。記入に当たっては市民目線でわかりやすく記載するようお願いいたします。政策室で取りまとめた後、庁議に改めて諮らせていただきます。

市 長 他にありますか。

部 長 市長選挙における選挙割についてです。コマエノミライと狛江市商工会青

年部が主催となり、市長選挙にて受け取ることのできる投票済証を店舗で掲示いただくと市内 19 店舗で各種割引等を受けることができます。期間は 7 月 3 日までです。

市 長      他になければ、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、6 月 28 日午前 10 時 30 分から開催します。